

所得税の還付申告相談会を開催!

平成16年分の所得税還付申告相談会を開催します。
ご自分で申告書の作成を行い、その場で提出できま
す。
必要な書類を持参のうえ、該当する相談会にぜひご
参加ください。

対象となる方

次の方で還付申告となる方

- ① 年金受給者の方
- ② サラリーマンで医療費控除の適用を受ける方
- ③ サラリーマンで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ④ サラリーマンで年末調整が済んでいない方

※ただし、土地等の譲渡所得のある方は、越谷税務署での受け付けになります。

相談の際、「ご持参いただくもの

- ① 公的年金等を申告する場合
平成16年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ② 社会保険料(国民健康保険税など)の支払金額がわかる書類(領収書など)
- ③ 生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書
- ④ 申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金がある場合、振り込みに必要な)のわかるもの
- ⑤ 印鑑・筆記用具
- ⑥ 医療費控除の場合
平成16年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ⑦ 平成16年中に支払った医療費の領収書(事前に病院別に集計を出しておいてください)
- ⑧ 支払った医療費について、健康保険組合などから給付を受けた配偶

者出産育児一時金や保険金などで、補てんされた金額がわかる書類

申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金の振り込みに必要)のわかるもの

印鑑・筆記用具・計算器

住宅借入金等特別控除の場合
平成16年分給与所得の源泉徴収票(原本)

住民票の写し

家屋の登記簿謄本または抄本

請負契約書や売買契約書など、家屋の取得のわかる書類の写し

住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金の振り込みに必要)のわかるもの

印鑑・筆記用具・計算器

増改築などの場合、右記のほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必要

敷地等にかかる借入金について適用を受ける場合は、右記のほかに敷地等の登記簿謄本、または抄本、その敷地などの分譲にかかる売買契約書の写しが必要

年末残高がある場合に限り(家屋の取得等にかかる借入金の)

平成16年分給与所得の源泉徴収票(原本)

社会保険料(国民健康保険税など)

の支払金額がわかる書類(領収書など)

生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書

申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金がある場合、振り込みに必要な)のわかるもの

印鑑・筆記用具

所得税還付申告相談会日程表

開催日	受付時間	相談内容
2月8日(火)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	公的年金等の受給者
2月9日(水)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	住宅借入金等特別控除 ・医療費控除 の還付申告 ・年末調整が済んでいない方
2月10日(木)	午後1時～3時	医療費控除

※越谷市中央市民会館税務署特設会場にて2月1日(火)から相談受付を開始します。

2月1日(火)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く) 午前9時～11時、午後1時～3時30分

2月1日(火)から2月15日(火)までは還付申告の方が対象です。

なお、譲渡所得や贈与税の申告の方は、越谷税務署会場で相談を受け付けます。

※越谷税務署会場では、平日(月～金曜日)以外でも、2月20日(日)・

27日(日)に限り、確定申告の相談受付を行います。確定申告の相談が必要な方はお越しください。

税理士事務所における還付申告無料相談会

関東信越税理士会越谷支部に属する税理士事務所において、少額の還付相談および申告書の作成を無料でを行いますので、最寄りの税理士事務所、または税理士会事務局(午前10時～正午、午後1時～4時)に電話連絡のうえ、お出かけください。
2月1日(火)～15日(火)(土・日・祝日を除く)

※電話連絡が必要で

各税理士事務所

年金を受けている方・給与所得者で医療費控除を受ける方・年の途中で退職した方

無料(相談内容によっては有料になる場合もあります)

関東信越税理士会越谷支部事務局

〒962-6131

◆確定申告に関する各種情報のホームページを開設しています。

●国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

●関東信越国税局ホームページ

http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp

※市・県民税の申告は、広報やしお2月号でお知らせします。

個人事業者の皆様へ!

平成15年分の課税売上高が、1千万円を超えている方は、平成17年分消費税の課税事業者となり、平成17年1月から日々の記帳や書類の保存が必要となります。
また、「課税事業者届出書」の提出をされていない方は、お早めに提出してください。

お問い合わせは、越谷税務署
(☎965・8111)へ

土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例案を可決

「八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例」案が、昨年12月の市議会定例会で可決されましたので、その概要をお知らせします。(詳細は次号に掲載します)

【条例制定の理由】

「つくばエクスプレス」の開業に合わせ、南部地区260ヘクタールをはじめとして市内で宅地などの開発が行われています。ところが、俗に「山」といわれるように、土砂等の無秩序なたい積や建設工事から発生したと思われる「土砂等」が、心無い者により路上や開発者が管理する土地、個人の所有地等に投棄される事件が多発しています。これに対応するため条例を制定するものです。

【条例の目的】

土砂等のたい積および投棄に関する必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等のたい積および土砂等の投棄を防止し、市民生活の安全の確保および生活環境を保全することを目的としています。

【条例の内容】

この条例は、「土砂等のたい積に係る規制」と「土砂等の投棄に係る規制」から構成されています。

面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地の区域に土砂等をたい積する場合、市長の許可が必要となります。また、市長は土砂等の投棄を禁止し、土砂等の投棄の発見の通報があった場合や土砂等の投棄を発見した場合には、投棄の状況を調査したうえで「所轄の警察署長」に通報し、市は投棄を行った者に対して「原状回復その他必要な措置」を命ずることができる内容となっています。

【定義】

■土砂等の投棄……土砂等を公共の場所および他人が所有し、または管理する場所にみだりに投棄し、または放置することをいう。

【土砂等のたい積の許可】

土砂等のたい積を行おうとする者は、たい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならないことが定められています。

【罰則規定】

土砂等のたい積の規制に違反した場合は、最高で「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」の罰則が適用されます。

【施行日】

この条例の施行日は、本年4月1日からとしています。ただし、土砂等の投棄の禁止は、公布の日(平成16年12月24日)から施行となっています。

環境課 ☎235

